



令和4年度版

申請受付は6/30まで!

詳細はこちら→



いちほら三世代ファミリー一定住応援事業

6/30まで

市原市は親子三世代の暮らしを応援します!



市原市は子育て世帯が安心して暮らせるまちへ向けて、親世帯の近くで、家族で支え合って暮らしたいという子育て世帯を応援する、新たな制度を令和元年10月より開始しました。

子育て世帯が市内で住宅を取得するとき、その親世帯が市内定住の場合に住宅取得の一部を補助します。

ご注意ください! 令和4年7月1日から

対象要件や補助額が変わります!

各要件を満たした人が対象となります。

◇主な対象要件 (6/30までに申請の方) ※7/1から変わります。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1. 子育て世帯が市内で新たに住宅を取得 (新築または購入) する。 | 5. 本制度の利用後、申請時の補助区分を満たす居住状態で、子育て世帯・親世帯ともに3年以上継続して市内に居住する。 |
| 2. 子育て世帯に中学生以下の子どもがいる。 | 6. 居住する建物の所有権登記 (子育て世帯に持ち分) と住民票の異動から、1年経過していない。 |
| 3. 親世帯が1年間以上市内に居住している。 | |
| 4. 子育て世帯・親世帯ともに市税の滞納がない。 | |

◇対象経費と補助金の額 (6/30までに申請の方) ※7/1から変わります。

住宅の取得 (新築・購入) に要する費用に対し、下表の金額を補助します。

親世帯の住居との直線距離	2kmを超える市内居住	同居又は2km以内の近居
市内で転居	30万円	50万円
市外から転入	80万円	100万円

◇申請方法・申請期間

住宅政策課にある申請書 (市ウェブサイトからダウンロード可) に必要事項を書き、必要書類を添えて窓口で申請する。まずは市ウェブサイト上の電子フォームから事前相談してください。

申請期間: 令和4年4月1日~令和4年6月30日 (※令和4年7月1日からは、新制度で申請受付開始)

※予算額の上限に達し次第、申請受付終了となります。

(事前相談は補助金交付を確約するものではありませんので、お早めにご申請ください。)

◇住宅金融支援機構との連携

住宅ローン「フラット35地域連携型 (子育て支援)」の金利優遇が受けられます。

利用するときは、住宅購入時の借入契約前に必ず事前相談の上、利用申請をしてください。

◇問合せ・相談窓口

市原市役所 住宅政策課 第1庁舎3階 (事前相談及び申請受付時間 午前9時から午後5時まで)

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

Email: juutaku@city.ichihara.lg.jp TEL:0436-23-9841 FAX: 0436-21-1478

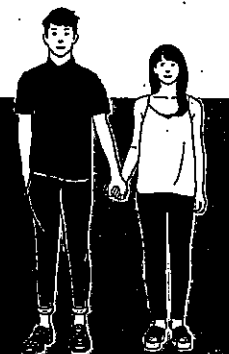
事前相談は、電子フォームからできます。

申請は、電子フォームにて日時をご予約の上、ご来庁をお願いします。

オッサくん



いちはら結婚新生活応援事業



市原市は新婚家庭の 新しい生活を応援します！

市原市は若者が安心して暮らせるまちへ向けて、結婚して新生活をスタートさせたいという若者を応援する、新たな制度を令和元年10月より開始しました。

若者が結婚を機に市内に定住するとき、新生活に必要な住居費や引っ越し費用の一部を補助します。

令和4年1月1日以降に各要件を満たした人が対象となります。

◇主な対象要件

- 夫婦の年齢がともに39歳以下。
- 夫婦の所得の合計が400万円未満。
(※住宅を取得した方の場合は550万円未満)
- 夫婦ともに市町村税の滞納がない。
- 制度利用後3年以上継続して市内に居住する。
- 令和4年1月1日以降に入籍し、住宅の取得・賃借、引っ越し、住民票の異動を完了している。
- 夫婦が市内で同居している。

◇対象経費と補助額

住宅の取得（新築または購入）や賃借（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）、リフォーム、引っ越しに要した費用に対し、1世帯当たり下表の金額を上限として補助します。

区分	補助基本額	加算額		
		夫婦のいずれかが 市外から転入した場合	中古住宅を 購入した場合	居住誘導区域内に 住宅を取得した場合
賃貸・リフォーム (所得400万円未満)	30万円	—	—	—
新築・購入 (所得550万円未満)	50万円	50万円	10万円	10万円

◇申請方法・申請期間

住宅政策課にある申請書（市ウェブサイトからダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添えて窓口で申請する。なお、対象要件の確認を行いますので、事前に相談してください。

申請期間：令和4年6月1日（水）～令和5年3月31日（金）

※予算額の上限に達し次第、申請受付終了となります。

（事前相談は補助金交付を確約するものではありませんので、お早めにご申請ください。）

◇住宅金融支援機構との連携

住宅ローン「フラット35地域連携型」の金利優遇が受けられます。

利用するときは、住宅購入時の借入契約前に必ず事前相談の上、利用申請をしてください。

◇問合せ・相談窓口

市原市役所 住宅政策課 第1庁舎3階 〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

Email: juutaku@city.ichihara.lg.jp TEL: 0436-23-9841 FAX: 0436-21-1478

※事前相談や申請予約は市ウェブサイトから行えます！ 詳細はこちらよりご確認ください⇒

